

別紙

## 福祉サービス第三者評価の結果

### 1 評価機関

名称： しなの福祉教育総研	所在地：長野県上田市真田町長 6918-1
評価実施期間：平成29年年10月25日から平成29年12月20日 * 契約日から評価結果の確定日（通常、評価結果報告会日）まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載）  061243    B16023    B16022	

### 2 福祉サービス事業者情報（平成29年4月現在）

事業所名：アトリエFuu (施設名)	種別：障害者生活介護事業所	
代表者氏名：かりがね福祉会理事長：小林 彰 (管理者氏名) アトリエFuu施設長：工藤 淳	定員（利用人数）：20名	
設置主体：社会福祉法人かりがね福祉会 経営主体：社会福祉法人かりがね福祉会	開設（指定）年月日： 昭和・平成18年10月1日	
所在地：〒386-2202 長野県上田市本原531-2		
電話番号：0268-72-1061	FAX番号：0268-72-1061	
ホームページアドレス： <a href="mailto:atelier^fuu@ued.janis.or.jp">atelier^fuu@ued.janis.or.jp</a>		
職員数	常勤職員： 9名      非常勤職員      4名	
専門職員	(専門職の名称)      名	
	社会福祉士（2名）	
	介護福祉士（4名） 看護師(1名)	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	本体2室と別館1室	基準設備

### 3 理念・基本方針

#### (法人理念)

- ① 利用者の真のニーズを理解し、利用者主体の支援を行い、利用者が自分らしく地域の中で豊かに暮らしていけるようにしていく。
- ② 利用者やその家族、地域の人たちに安心と安全を提供していく。
- ③ 障がいのある人たちを中心とした支援を通じて、総ての人が豊かな人生を送れるような地域づくりに貢献していく。

### (基本方針)

- ① 施設の社会化
- ② 施設の家庭化
- ③ 施設の民主化

### (事業所運営方針)

「自分らしい過ごし、生き方を」

- ① やりたいことをみつける。 ② いろいろな体験。 ③ 好きなことにチャレンジ。

## 4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

「アトリエFuu」は、社会福祉法人かりがね福祉会の9番目の事業として、平成17年に旧デイサービス事業所として開設し、その後平成18年に障害者自立支援法の新体系事業として、定員20名の生活介護事業と定員6名の自立訓練事業に移行した。法人の中・長期計画を策定する経過において、平成22年に自立訓練事業を廃止し、平成28年に働くことをコンセプトにした事業「MOKU」の設置により定員30名に増員したが、平成29年に同法人の障害者支援施設ライフステージかりがねに「MOKU」を移行させ、現在は定員20名の生活介護事業所として活動している。利用者さんの7割以上は、同法人の障害者支援施設やグループホームの利用者さんが利用しているため、法人の各事業所との日常的な連携の中で一体的な運営が展開されている。

## 5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	初回（平成 年度）
---------------	-----------

## 6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

### ① 法人組織と一体的な運営がされている。

利用者さんは、利用登録33名で内20名が同法人の障害者支援施設ライフステージかりがねとグループホームの利用者さんで、日中活動の場所としてアトリエFuuを利用している。同法人の施設・事業所ということで、利用者さんの日中活動の選択と決定支援が図られ、個々の利用者さんのニーズや日常の変化、情報等が共有されることで、それぞれの施設・事業所の個別支援にも反映されて、法人組織として、個々の利用者さんへより適切な支援を一体的に図ることができている。

### ② 職員のモチベーションが全体的に高い。

一般職員・リーダー層の自己評価結果のコメントや訪問調査時の職員聴き取り調査においても、不満や批判は一部ありますが、提案、改善についての積極的なコメントが多く、着眼点のほとんどに真摯に向き合う姿勢や気づき等問題意識の高さが感じられる結果でした。評価結果の改善に向けての今後の取り組みが期待できます。

◇特に改善する必要があると思う点

### ① 職員や利用者さん・ご家族への情報の周知共有の工夫をさらに図ることを望みます。

法人の基本理念・基本方針は、明文化され、中・長期計画等も冊子として公表されて、説明もさ

れていますが、一般職員や利用者さん・ご家族の皆さんは、周知理解していないことが、調査の結果に表れていました。特に利用者さんには文面の工夫や絵化や掲示方法、説明方法等の配慮工夫をお願いします。

**② 提供する福祉サービスの標準的サービスの実施方法の見直しの仕組み整備を望みます。**

提供するサービスの標準的実施方法は、適切に文書化されておりますが、実施されているかの確認の仕組みや検証・見直しが十分にできていません。標準的サービスの実施方法は、職員個々のサービスの水準や内容・やり方の差異をなくすための、個別支援計画にも関連する重要な事項ですので、組織として、確認するための仕組みやそぐわないサービスの見直し対応方法の整備を期待します。

**7 事業評価の結果（詳細）と講評**

- ・別添付                   (1) 事業評価の結果（共通項目）
- (2) 事業評価の結果（内容評価項目）

**8 利用者調査の結果**

アンケート方式の場合（別添3 - 1）

**9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）**